組織率の低下を危惧する

「当面の問題」シリーズ 113

税理士会の建議権

「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」（法第49条の11）

「本会は…税務行政その他租税又は税理士に関する制度について調査研究を行い、必要に応じ、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申する。」（東京税理士会会則第3条第2項）いわゆる「建議権」である。

この建議権に基づき東京税理士会（以下「東京会」という。）において毎年、本会役員、支部関係者等より意見を聴取、提出依頼を行いこれらの意見を取りまとめ「税制及び税務行政の改正に関する意見書」（以下「意見書」という。）として「建議」を取りまとめている。

税務に関する専門家である税理士の社会的責務として、税制、税務行政の改善に資するためこれらの建議を行うのである。

建議の実現と法改正

さて、「建議」はすれど、その実現にはいかなる方策があるのであろうか。現在税務行政等との協議会、報道関係者、中小企業関連団体との懇談会、議員との意見交換、陳情等あらゆる手段を通じてこれら建議への理解を深める機会を得ているがこれだけでは建議の実現はなかなか難しい。

東京会の意見書では重要な改正要望事項6項目をはじめとし、税制改正要望38項目、税務行政改正要望5項目と、この建議は多岐にわたっている。そのすべてが法改正を伴う要望である。租税法律主義の下、税制改正（税法改正）は全て立法に基づかなければならず、議会制民主主義ではこの要望の実現には必ず「政治」が伴うこととなる。

一方、税理士会は法第49条に定められた組織であり、税理士は必ず事務所の所在地の税理士会の会員となる（法第49条の6）、いわゆる強制加入団体であり、その活動・事業には一定の制約がある。会員の思想・信条の自由を考えれば「政治」という、ある意味デリケートな部分に関する会員への協力義務はおのずから制限される。（後述）

政治団体としての税理士政治連盟

東京税理士政治連盟（以下「東税政」という。）は、「税理士の社会的使命に鑑み、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するため必要な政治活動を行う」ことを目的としている。（連盟規約第2条）。また、日本税理士政治連盟（以下「日税政」という。）のHPには「特定の政党を支持するのではなく、7万5000を超える税理士が加入する税理士会の要望を実現するために設立された政治団体であり、いわば「税理士党」として、様々な活動を行っています。」として、日税政の活動目的を「税理士会の要望実現」であると記している。いわゆる政治資金規正法における政治団体である。

政治団体とは、政治資金規正法においては、次の活動を主たる目的として活動する組織的かつ継続的に行う団体を政治団体と規定している。

1. 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること
2. 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること

東税政、日税政等の政治連盟の活動目的はまさしく税理士会が持つ建議権に基づく建議すなわち、「政治上の…施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること」のために陳情を行い、建議実現のため、賛同、支持をしてもらえる「特定の公職の候補者」（議員等）の後援会を立ち上げ、推薦・支持している。先にも記したように、建議の実現は立法に基づかなければならず、議会制民主主義をとる我が国においては建議に対する議員の理解、賛同が必要である。まさに政治なのである。

東京税政連の活動

東税政では毎年「税制改正に関する要望」（以下「要望書」という。）を出しており、この要望書は傘下48単位税政連からの意見を集約し、東京会の意見書に掲げられた項目を実現するために作成したものである。

この要望書に基づき、国会議員に陳情し、理解を得て立法にこぎつけ、あるいは廃案に持ち込み、あるいは条文の廃止、税法の停止が実現している。

現在、東税政における国会議員の後援会は現職、非現職を含め39後援会があり、東税政は政策実現を図るため、これら後援会と連携しつつ、強力な運動を行っている。

南九州税理士会訴訟

さて、昨今、税政連の組織率（会員数）の低下が問題となっている。東税政も同じである。東税政が行う陳情活動、後援会活動への補助等には費用が発生する。組織率の低下はそのまま会費収入の低下につながり、東税政の活動に支障が出てきている。なぜ組織率が低下しているのか、政治に無関心な層が増えていることもその一因であろう。

また、税政連と税理士会との関係において南九州税理士会での訴訟（以下「南九訴訟」という。）での「確認書」の存在が影響しているとも考えられる。

南九訴訟での最高裁の判決理由には、強制団体である税理士会の「会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている…その目的の範囲を判断するに当たっては、会員の思想・信条の自由との関係で…会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある」「税理士会が政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは、…税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない」と記されている。

そしてこの判決を受けての損害賠償請求において、福岡高裁での和解に基づき「確認書」が控訴人、被控訴人との間で取り交わされた。

この「確認書」のなかに、「税理士会は、直接、間接を問わず、政治献金は一切これを行わない。税理士会と税政連は個別の団体であり、入会については入会届を徴し、入会届出用紙に退会が自由である旨を注記する…」として、税政連は任意加入団体であることが税理士会の会員に周知された。

これも組織率の低下の一因ではないかと思われる。

税政連と税理士会

東税政をはじめとする税政連が税理士会の建議権に基づく建議、要望書の実現に向けて陳情をはじめとする政治活動を行っていることを考えれば、税政連と税理士会は表裏一体の団体であることは明白である。

しかしながら、この南九訴訟によって、税理士会は「直接、間接を問わず」政治献金を行わないこととなり、税理士会が税政連の活動資金としての直接的な供与、寄付はできない。陳情への同行、協議会への参加等が唯一連携して実施できる施策である。

とかく政策の具となる税制に関し、税理士会会員が実務の中で経験する不合理性等を正し、理想的な税制を確立するためには法改正が必要であり、その為には議員に理解してもらう必要があることは既に述べているところである。

税の持つ公平性、富の再配分機能、経済活動における中立性等を考慮し、税務に関する専門家としての税制建議を有意義なものとするためには、税政連の活動は必要不可欠である。

納税者のための税政連

近年では税理士法改正をはじめとし、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止、延滞税等の引下げ、国税通則法の改正、行政不服審査法の改正等が実現している。現在取り組んでいる最重要要望項目は、消費税の複数税率（軽減税率）の導入反対であり、単一税率を維持し、給付付税額控除で消費税の持つ逆進性に対応することである。

これらの実現した要望、若しくは実現を期待する要望は税理士会会員のみならずすべての納税者が享受する利益である。東税政の活動は全ての税理士、納税者のための活動であるといっても過言ではない。

税制改正への気概

税理士が、申告納税制度の現場で感じた税制に対する要望事項の実現、すなわち、税理士会が国民の信頼を得る税制改正を行っていくという気概の実現、その為には税政連の活動が活発でなければならない。多くの会員が東税政の活動を理解し、まず、各支部の税政連活動に参加していただくことが必要である。

税政連の組織率の低下は税政連活動の衰退にも繋がりかねないことを危惧し、まずは各支部の税政連への加入をお願いしたい。

（政策副委員長・吉川裕一）

達人はあなたの電子申告を応援します!

達人シリーズ 電子申告セット

税務6本セット

＋

達人Cube（電子申告ソフト）
〔ソフト保守料・電話サポート込み〕

月額 11,400円（税抜）

セット内訳
達人Cube
法人税
減価償却
内訳概況書
消費税
所得税
年調・法定調書

東京税理士会データ通信協同組合　TEL.03-3341-0260　FAX.03-5366-0955　E-mail：tadic01@ce.mbn.or.jp